平成２６年（フ）第３９号
長崎県雲仙市吾妻町田之平名60番地市営守山団地Ａ棟６号、前住所長崎県南高来郡吾妻町馬場名290番地
債務者　尾山　清昭
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
岩手県下閉伊郡岩泉町小本字南中野221番地、旧住所岩手県下閉伊郡岩泉町小本字小本６番地２
債務者　上下　恭二
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月８日午前10時40分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第４０８号
栃木県宇都宮市下栗町2284番地３
債務者　**瞽**澤　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２１号
栃木県さくら市草川９番地12
債務者　綱川　直美
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３３号
栃木県下都賀郡壬生町幸町１丁目６番９号、前住所栃木県河内郡上三川町大字ゆうきが丘42番地４
債務者　斉藤　正美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７１号
栃木県鹿沼市加園634番地９
債務者　神山　澄夫
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７３号
栃木県宇都宮市元今泉７丁目34番８号　コーポすぎＢ202
債務者　圷　　亮
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０９号
岡山市東区南古都92番地１　プロムナードβ203号室、住民票上の住所岡山市東区東平島1580番地３
債務者　平松　真弓
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８６号
岡山県赤磐市河本1113番地１
債務者　生本　泰子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３６号
岡山市北区天瀬南町２番19号　川田アパート201
債務者　佐々木悟志
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７０号
北海道阿寒郡鶴居村字幌呂原野南５線46番14
債務者　林　　幸子（旧姓村中）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１７５号
釧路市緑ケ岡２丁目６番23号　グリーンハイツ２－２
債務者　菊池　博保
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１８１号
釧路市新栄町18番20号
債務者　林田　りさ
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第２０５号
岐阜市東改田字再勝278番地８、申立時の住所岐阜市西改田宮西41番地２　スカイハイツ高橋３―107号室
破産者　青野　清光
1　主文　当裁判所が平成26年９月３日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「岐阜市西改田宮西41番地２　スカイハイツ高橋３―107号室」とあるのを「岐阜市東改田字再勝278番地８、申立時の住所岐阜市西改田宮西41番地２　スカイハイツ高橋３―107号室」と更正する。
2　決定年月日　平成26年10月21日
岐阜地方裁判所民事部